

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月25日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第9号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(普通交通機関等に係る通勤手当に係る支給単位期間) 第8条の2 略 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該普通交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ <u>1年</u> を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間 (2) 略 2 略 (条例第22条の3第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間) 第15条の2 条例第22条の3第3項第1号に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間は、第3条第2項又は第3項の規定による届出に係る定期券の通用期間（当該届出がこれに係る事実の生じた日から15日以内にされたときは同日以後の期間とし、同日から15日を経過した後にされたときは当該届出がされた日以後の期間とする。）（当該定期券の通用期間が <u>1年</u> を超えるときは、人事委員会に協議して教育委員会が別に定める期間）とする。 2～4 略	(普通交通機関等に係る通勤手当に係る支給単位期間) 第8条の2 条例第22条の3第2項第1号に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該普通交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ <u>6箇月</u> を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間 (2) 略 2 略 (条例第22条の3第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間) 第15条の2 条例第22条の3第3項第1号に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間は、第3条第2項又は第3項の規定による届出に係る定期券の通用期間（当該届出がこれに係る事実の生じた日から15日以内にされたときは同日以後の期間とし、同日から15日を経過した後にされたときは当該届出がされた日以後の期間とする。）（当該定期券の通用期間が <u>6箇月</u> を超えるときは、人事委員会に協議して教育委員会が別に定める期間）とする。 2～4 略

附 則

- この規則は、令和2年1月1日から施行する。
- 改正後の第8条の2第1項第1号の規定はこの規則の施行の日以後に開始する公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第22条の3第2項第1号に規定する支給単位期間について、改正後の第15条の2第1項の規定は同日以後に開始する同条例第22条の3第3項第1号に規定する支給

単位期間について適用する。